各位



会 社 名 株式会社アドバネクス 代表者名 代表取締役会長兼社長 朝田 英太郎 (コード番号 5998 東証スタンダード市場) 問合せ先 常務取締役 CFO 吉原 哲也 (TEL. 03-3822-5865)

控訴の提起に関するお知らせ

当社に対して、2021年9月30日付にてマレリ株式会社(以下「マレリ」といいます。)より提起された訴訟の第一審判決の言渡しがありましたが、本日開催の取締役会において、当該判決を不服として控訴を提起することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

- 1. 第一審判決を言い渡した裁判所及び年月日
 - (1)裁判所 横浜地方裁判所
 - (2)判決日 2025年3月19日

2. 経緯

株式会社アルファ(以下「アルファ」といいます。)は、マレリに対して、マレリ社製品を組み込んだ可能性のある自動車について2018年9月以降リコールが実施された件(以下「本件」といいます。)につき、アルファが自動車メーカーに対して支払ったリコール費用等の損害補償等を求める訴訟を提起しておりました(以下「本件訴訟」といいます。)。

当社は、マレリに対して、本件で問題となったマレリ社製品の部品として使用されていたばね製品を製造、納入していたことから、マレリより、2021年3月23日付で、上記リコールは当社製ばね製品の不具合が原因であり、本件訴訟に利害関係を有するとして訴訟告知を受けました。本件訴訟の告知を受け、2021年6月10日付で、当社は、マレリに対し、本件訴訟に関する損害賠償の支払義務は存しないとして、本件訴訟に独立当事者参加しましたが、その後マレリより、本件訴訟に関連し、当社がマレリに対して損害賠償義務を負うとして、訴訟を提起されていました。

- 3. 訴訟を提起した者の概要
 - (1)名称 マレリ株式会社
 - (2)所在地 埼玉県さいたま市北区日進町 二丁目 1917 番地
 - (3)代表者の役職・氏名 代表取締役 ボルゼニウス・ベダ・ヘルムート
- 4. 訴訟の内容

(1)内容 損害賠償請求

(2)請求金額 5億182万4990円

5. 第一審判決の内容

- (1)被告は原告に対し、6億5880万円*及びこれに対する令和3年10月16日から支払済 みまで年3分の割合による金員を支払え
- (2)原告のその余の請求を棄却する
- (3)訴訟費用は2分し、その1を被告、その余を原告の負担とする

*アルファとマレリにおける和解の最終金額が 13 億 1760 万円であり、今回の判決において当社に対し当該和解金の2分の1の6億 5880 万円の支払いを言い渡された。

6. 今後の見通し

第一審判決は、当社の主張が一部で認められたものの、当社に対して損害の公平な分担の見地から2分の1の負担とした判決内容は到底受け入れられるものではないと考えておりますことから、直ちに控訴の手続きを行い、あらためて当社の見解を主張し本件の解決を図ってまいります。

なお、本件による当社の業績への影響は現在精査中でありますが、当期において一定 額の引当金を計上することにはなります。今後裁判の進捗に伴い開示すべき事項が生じ た場合には速やかにお知らせいたします。

以上